



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年2月8日火曜日 第280号

◇ 目 次 ◇ 告 示

知事指定薬物の指定の失効.....	(薬務衛生課).....	39
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	(経営支援課).....	39
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	(農地整備課).....	40
保安林予定森林にする旨の通知(4件).....	(森林整備課).....	40
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....	(会計課).....	41
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	(東予地方局農村整備課).....	41
道路の供用開始(県道松山伊予線).....	(中予地方局管理課).....	41
道路の供用開始(県道串内子線).....	(南予地方局大洲土木事務所).....	42

告 示

○愛媛県告示第114号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

令和4年2月8日

愛媛県知事 中村時広

1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- 1 - { 1 - [1 - (4 - プロモフェニル) エチル] ピペリジン - 4 - イル } - 1 , 3 - ジヒドロ - 2 H - ベンゾ [d] イミダゾール - 2 - オン及びその塩類
- 5 - (シクロヘキシルメチル) - 2 - (2 - フェニルプロパ

ン - 2 - イル) - 2 , 5 - ジヒドロ - 1 H - ピリド [4 , 3 - b] インドール - 1 - オン及びその塩類

- (3) メチル = 2 - [1 - (5 - フルオロペンチル) - 1 H - ピロロ [2 , 3 - b] ピリジン - 3 - カルボキサミド] - 3 , 3 - ジメチルプタノアート及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日

令和4年1月29日

○愛媛県告示第115号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年2月8日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
フジ松前店・ドラッグセイムス松前筒井店	伊予郡松前町筒井44番地1 外	大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名	大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸 第一リース株式会社 代表取締役 長津 克司	大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤 光博 第一リース株式会社 代表取締役 吉田 勝彦	令和3年10月1日 ほか	令和4年1月26日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄 ほか3者	株式会社フジ 代表取締役 山口 普 ほか3者	令和3年7月16日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商

工観光課並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第116号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、鬼北町吉波、西仲、東仲、内深田、北川及び松野町吉野、豊岡地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和4年2月8日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・鬼北・松野地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年2月9日から3月10日まで

3 縦覧場所

鬼北町役場本庁及び松野町役場本庁

○愛媛県告示第117号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年2月8日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

大洲市平野町平地895、896、904、906、6090、乙36の1、乙36の4、乙40、乙43の1、乙43の4、乙44の1、乙44の4、乙45

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

平野町平地895・896・906・乙40・乙43の1・乙43の4・乙44の1・乙44の4（以上8筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第118号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法

（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年2月8日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

伊予市上吾川字向井乙23の41、乙23の45から乙23の49まで、乙24の13、乙24の74、字横内乙40の125、乙41の33、乙41の34、乙41の57、乙41の58

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字向井乙23の48・乙24の74（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、字横内乙40の125・乙41の57・乙41の58（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び伊予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第119号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年2月8日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

西予市宇和町明間6316の1、6317から6323まで、6335、6337、6338

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇和町明間6316の1・6317・6319から6321まで・6335・6337・6338（以上8筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第120号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和4年2月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
伊予郡砥部町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的
水源の涵養
- (3) 指定施業要件
- (ア) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
砥部町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期

齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(4) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡鬼北町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的

水源の涵養

(3) 指定施業要件

(ア) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(4) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び砥部町役場並びに鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第121号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

令和4年2月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
八第26号	八幡浜市大黒町一丁目435番地28	株式会社 やまだい	八幡浜市大黒町一丁目435番地28	令和4年1月26日

○愛媛県告示第122号

西条市下島山土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年2月8日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 西条市下島山土地改良区土地改良事業(維持管理)変更計画書の写し

(2) 西条市下島山土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

令和4年2月14日から3月14日まで

3 縦覧場所

西条市役所本庁

○愛媛県告示第123号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年2月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山伊予線	松山市古川北一丁目53番8から 同市古川北一丁目53番9まで	令和4年2月8日

○愛媛県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年2月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	串内子線	喜多郡内子町内子3789番5から 同町内子3599番7まで	令和4年2月8日
”	”	喜多郡内子町内子3555番2から 同町内子3556番2まで	”